

小林市使用料の徴収に関する条例

別表第1（第2条関係）

10 小林市勤労青少年ホーム

区分		使用料（1時間につき）		
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
集会室		335円	409円	
講習室（和室）		335円	409円	
料理講習室		440円	513円	
体育室	団体利用の場合	492円	618円	
	個人利用の場合	小中学校児童生徒及び高等学校生徒	11円	/
		一般	22円	

備考

- 1 冷暖房装置を使用するときは、使用料の額に当該使用料の額の100分の50に相当する額を加算する。
- 2 特別の電気施設等を使用するときは、使用料の額に電気使用料の実費相当額を加算する。
- 3 許可を受けた時間を超えて利用したときは、当該超過時間に係る使用料の額を追加徴収する。
- 4 午前9時以前に利用するときの使用料の額は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの使用料の額とする。
- 5 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。